

都道府県・ 政令指定都市名	13 大阪市
------------------	--------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
担 当 職 員 数	14 人（専任 14 人、兼任 0 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	大阪市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	2006年12月8日 根拠： 大阪市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市民局長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	大阪市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日（西 暦）	2004年8月20日
構 成 員	15 人（女性 8 人、男性 7 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 4 月 ～ 2026 年 3 月		
名 称	大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～		
改定・見直しの予定時期	2026年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	大阪市男女共同参画推進条例
	公 布 日（西 暦）	2002年12月4日
	施 行 日（西 暦）	2003年1月1日
	最 終 改 正 日（西暦）	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期（西暦）： 0 年 0 月	
無の場合		1. 制定等について検討中 具体的な状況：
		2. 特に検討していない

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用		調査時点コード		1:2024年4月1日		2:その他(西暦)		
	目 標 値	(西暦) 2025 年度まで		40 %				
	根 拠	大阪市男女共同参画基本計画~第3次大阪市男女きらめき計画~						
目標設定の対象である審議会等の範囲		(1)法律・条例により設置されている審議会等(附属機関) (2)地方自治法第180条の5に基づく委員会等						
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(102)うち女性委員を含む審議会等数(99)					
	延総委員等数(2,903)		延女性委員等数(1,063)		女性比率(36.6)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(78)うち女性委員を含む審議会等数(75)					
	延総委員等数(2,314)		延女性委員等数(836)		女性比率(36.1)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード		審議会等数(0)うち女性委員を含む審議会等数(0)					
	延総委員等数(0)		延女性委員等数(0)		女性比率()			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(5)うち女性委員を含む審議会等数(3)					
	延総委員等数(28)		延女性委員等数(10)		女性比率(35.7)			
目標値以外の目標設定								
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有		2	有の場合、1. 公表 2. 非公表			
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人		(年 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2				
		委員の公募(1. 有 2. 無)		2				
	そ の 他	{ }						

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日			2:その他(西暦)					
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性 比率(%)
本庁	計	940	173	18.4	62	13	21.0	209	33	15.8	669	127	19.0
	うち一般行政職	773	129	16.7	57	12	21.1	181	25	13.8	535	92	17.2
支庁・地方事 務所等	計	439	96	21.9	31	5	16.1	60	7	11.7	348	84	24.1
	うち一般行政職	320	78	24.4	26	5	19.2	33	6	18.2	261	67	25.7
全体	計	1,379	269	19.5	93	18	19.4	269	40	14.9	1,017	211	20.7
	うち一般行政職	1,093	207	18.9	83	17	20.5	214	31	14.5	796	159	20.0
再掲	警 察 関 係	0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	66	11	16.7	2	0	0.0	14	2	14.3	50	9	18.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	828	158	19.1	2,568	839	32.7	
	うち一般行政職	675	114	16.9	1,922	532	27.7	
支庁・地方事務所等	計	464	128	27.6	1,879	551	29.3	
	うち一般行政職	315	95	30.2	1,249	397	31.8	
全体	計	1,292	286	22.1	4,447	1,390	31.3	
	うち一般行政職	990	209	21.1	3,171	929	29.3	
再掲	警察関係	0	0		0	0		
	教育委員会	47	9	19.1	273	101	37.0	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	102	21	20.6	170	24	14.1	350	111	31.7
	うち一般行政職	73	14	19.2	118	18	15.3	212	69	32.5
支庁・地方事務所等	計	37	8	21.6	62	17	27.4	118	64	54.2
	うち一般行政職	30	7	23.3	58	14	24.1	84	37	44.0
全体	計	139	29	20.9	232	41	17.7	468	175	37.4
	うち一般行政職	103	21	20.4	176	32	18.2	296	106	35.8
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	6	4	66.7	6	0	0.0	12	5	41.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○					○	◎				管理職アセスメント研修
課長補佐相当職	○					○	◎				
係長相当職	○					○	◎				面接は昇級試験ではなく、考慮要素の一つとして実施

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	333	130	39.0
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体		969	429	44.3
	うち 上級	754	355	47.1
	うち一般行政職	467	204	43.7
	うち 上級	414	179	43.2
	うち警察関係	0	0	
	うち 上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	大阪市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	(旧姓の使用) 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれがなく、かつ対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれがない範囲内において、旧姓を使用することができる。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)	
---------	-------------	-----------	--

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)			
			うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
47	6	12.8	34	2	5.9

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	大阪市立男女共同参画センター中央館		愛称・通称	クレオ大阪中央	
設置年月日(西暦)	2001年8月31日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：543-0002 住 所：大阪市天王寺区上汐5-6-25 電話番号：06-6770-7200 FAX番号：06-6770-7705 ホームページ: https://creo-osaka.or.jp/chuou/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(代表者 一般財団法人 大阪男女いきいき財団)) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(代表者 一般財団法人 大阪男女いきいき財団)) その他()				
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 30 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 33 人	予算額	2024年度 245,806	千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌「クレオ」の発行、ホームページの運営) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の形成に関する講演会・講習会・研修会等) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性総合相談センター事業、男性相談、配偶者暴力相談支援センター、女性チャレンジ応援拠点、女性のためのライフプラン相談、女の子のためのクレオ保健室、) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ICTを活用した情報収集・提供、情報・図書コーナー) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 グループルーム・交流サロンの運営、市民等との連携による男女共同参画推進事業の実施) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 就労支援機関と連携したセミナーの実施) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 「男女共同参画の視点からの「防災」に関する市民意識・行動調査」) ○ 10. その他(主な事項： 一時保育事業の実施)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	大阪市男女共同参画施策推進基金		基金・基本財産額	1,460,700	千円
設置年月日(西暦)	1992年4月1日		出資者	大阪市・寄附	

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	0	千円
設置年月日(西暦)			出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 名称等： 2. 無	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： }				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称： 概要： 7. その他 { 内容：	}
---	---

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 { 内容： 女性の幹部登用を目的とする総務省自治大学校の第1部・第2部特別課程へ女性係長級職員を派遣 }

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	600,160	622,747	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	279,821	394,686	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定
(5)	その他(内容:)

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得		○	
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○	○
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3	役員に占める女性割合に関する項目	○
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9	短時間正社員制度の導入	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12	その他	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証(4,5,7,8,10)

→ 「企業の表彰制度」の具体的名称 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証(1,2,3,4,5,7,8,10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	
2	現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	大阪女性きらめき応援会議

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	2	1. 有 2. 無	問17-1 名 称
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期		定期の場合 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・女性活躍推進情報発信事業 ・	大阪市の女性活躍推進に関する情報を、ホームページやSNS等を活用し発信する。		
2. 表彰 ・「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」市長表彰 ・	女性が活躍できる職場環境づくりを積極的に進めている企業等を「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」として認証し、特に優れた取組を行っている企業等を表彰する。		
3. 講座 ・①女性の就労(継続就労、再就職等)支援事業 ・②企業等の女性活躍推進に向けた啓発・支援事業 ・	①大阪市内企業の人事担当者・従業員、これから働きたいと考えている人を対象に、仕事と家庭の両立、女性のキャリアアップ、男性の家事・育児参画に向けた講座等を実施。 ②大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証企業のほか、女性活躍推進に関心がある企業等を対象に、働きやすい職場環境の整備やダイバーシティの推進を図るためのノウハウの提供に関するセミナーを実施。		
4. 相談事業 ・①しごと情報ひろばくろ大阪西・マザーズ ・②女性チャレンジ応援拠点 ・	①子育てのために一旦仕事を辞めた女性や母子家庭の母などの女性を対象に、キャリア相談や職業紹介等の就職支援を実施。 ②地域活動への参画に関心・意欲のある女性、地域で活躍中の女性等を対象に、相談、情報提供等により育成・支援を実施。		
5. 情報収集・提供 ・			
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業 ・	「女性の能力活用」「仕事と生活の両立支援」等を積極的に推進する企業を認証する。		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		大阪市区	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。	1
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	2
		2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。	
		3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	
		4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1
		2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規 定 名		大阪市区会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		第8条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり	2
		2. なし	
		3. その他()	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産		1	
育児		1	
家族の看護		1	
家族の介護		1	
疾病		1	
その他		1 公務	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4
		2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4
		2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。	1
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。	○
		2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	
		3. その他 (相談窓口を設置予定。)	○
規 則 名		大阪市区ハラスメント防止条例	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		(議員の責務) 第4条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮や良好な勤務環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべきである旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。 (議長の責務) 第5条 大阪市区議長(以下「議長」という。)は、市区におけるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントに係る相談があった場合には当該相談に係る事実関係を調査し、必要に応じてハラスメント防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。	
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。	1
		2. 行っていないが、今後、行う予定である。	
		3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。	3
		2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	
		3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。	3
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。	2
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔	
計画、指針名		
該当部分の規定		

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館			愛称・通称	クレオ大阪子育て館		
設置年月日	(西暦) 1999年10月7日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：530-0041 住 所：大阪市北区天神橋6-4-20 電話番号：06-6354-0106 FAX番号：06-6354-0277 ホームページ： https://creo-osaka.or.jp/north						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：大阪市男女共同参画推進事業体(北)) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：大阪市男女共同参画推進事業体(北)) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の 定めがない 職員)	14 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の 定めがある職員)	10 人	予算額	2023年度	59,768 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 おおさか子育てネットの運営、情報誌「クレオ」の編集・発行協力、ホームページの運営協力) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の形成、子育て支援に関する講演会・講習会・研修会等、子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等) ○ 3. 相談事業(主な事項： 子育て相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ICTを活用した情報収集・提供、情報・図書コーナー) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項 グループ等との連携・ネットワーク支援事業、市民等との連携による男女共同参画推進事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 就労支援機関と連携したセミナーの実施) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 一時保育事業の実施)						
男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○							

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(3件目)

名 称	大阪市立男女共同参画センター西部館			愛称・通称	クレオ大阪西	
設置年月日	(西暦) 1994年9月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：554-0012 住 所：大阪市此花区西九条6-1-20 電話番号：06-6460-7800 FAX番号：06-6460-9630 ホームページ： https://creo-osaka.or.jp/west/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：クレオ大阪西・こども文化センター共同事業体) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：クレオ大阪西・こども文化センター共同事業体) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	13 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	3 人	予算額	2023年度 31,434 千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌「クレオ」の編集・発行協力、ホームページの運営協力) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の形成に関する講演会・講習会・研修会等) ○ 3. 相談事業(主な事項：) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ICTを活用した情報収集・提供、情報・図書コーナー) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項 地域・市民との連携による魅力あるまちづくり推進事業、自主グループの活動やネットワーク形成を支援する事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 就労支援機関と連携したセミナーの実施) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： 日本語教室運営の支援) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 一時保育事業の実施)					

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(4件目)

名 称	大阪市立男女共同参画センター南部館			愛称・通称	クレオ大阪南	
設置年月日	(西暦) 1996年1月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：547-0026 住 所： 大阪市平野区喜連西6-2-33 電話番号：06-6705-1100 FAX番号： 06-6705-1140 ホームページ： https://creo-osaka.or.jp/south/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(南)) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(南)) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	8 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	11 人	予算額	2023年度 52,422 千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌「クレオ」の編集・発行協力、ホームページの運営協力) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の形成に関する講演会・講習会・研修会等) ○ 3. 相談事業(主な事項：) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ICTを活用した情報収集・提供、情報・図書コーナー) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項 地域・市民との連携による魅力あるまちづくり推進事業、自主グループの活動やネットワーク形成を支援する事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 就労支援機関と連携したセミナーの実施) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： 日本語教室運営の支援) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 一時保育事業の実施)					

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(5件目)

名 称	大阪市立男女共同参画センター東部館			愛称・通称	クレオ大阪東	
設置年月日	(西暦) 1998年2月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：536-0014 住 所： 大阪市城東区鳴野西2-1-21 電話番号：06-6965-1200 FAX番号： 06-6965-1500 ホームページ： https://creo-osaka.or.jp/east/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(東)) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(東)) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	8 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	3 人	予算額	2023年度 46,678 千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌「クレオ」の編集・発行協力、ホームページの運営協力) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の形成に関する講演会・講習会・研修会等) ○ 3. 相談事業(主な事項：) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ICTを活用した情報収集・提供、情報・図書コーナー) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項 グループルーム・交流サロンの運営の運営、地域・市民との連携による魅力あるまちづくり推進事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 就労支援機関と連携したセミナーの実施) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： 日本語教室運営の支援) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 一時保育事業の実施)					

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦)()

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	46	13	28.3	
	市町村防災会議(委員のみ)	45	13	28.9	
	2 民生委員推薦会	14	5	35.7	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	29	12	41.4	
	4 地方社会福祉審議会	29	11	37.9	
	5 土地利用審査会	7	1	14.3	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	6	42.9	
	7 公害健康被害認定審査会	16	5	31.3	
	8 地方港湾審議会	28	4	14.3	
	9 土地区画整理審議会	19	1	5.3	淡路駅周辺地区土地区画整理審議会、三国東地区土地区画整理審議会
	10 建築審査会	7	3	42.9	
	11 開発審査会	7	3	42.9	
	12 市町村都市計画審議会	28	9	32.1	
	13 介護認定審査会	1,192	439	36.8	
	14 精神医療審査会	19	8	42.1	
	15 市町村国民保護協議会	30	2	6.7	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
	17 感染症診査協議会	11	2	18.2	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分審査会	208	65	31.3	
	20 児童福祉審議会	20	7	35.0	
	21 行政不服審査会	12	6	50.0	
×	22				
×	23				
×	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				
	32				
	33				
	34				
	35				
	36				
合 計		1,741	605	34.8	
女性委員0の審議会数		0			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	0	0		
6	固定資産評価審査委員会	12	7	58.3	
合 計		28	10	35.7	
女性委員0の委員会数		2			